

身体的拘束適正化のための指針

1. 身体的拘束適正化に関する基本方針

身体的拘束は人権擁護の点から問題があるだけでなく、患者の生活の質を損なう危険性がある。そのため、患者の生命の危機と身体的損傷を防ぐ目的で他に代替手段がない場合以外に行うべきではない。やむを得ず身体拘束を実施する際には、目的・方法などについて患者や家族に説明し、二次的な身体障害や合併症が発生しないよう、十分な配慮と根拠に基づいた、安全で効果的な最小限の抑制を実施し、常に解除できないか評価していく必要がある。また、日頃より身体的拘束を必要としない状態となるよう、患者を深く理解し、尊厳を守り、環境調整や具体的なケアを追求し続けなければならない。

(1) 身体的拘束適正化に関する当院の基本的な考え方

当院においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動制限のことをいう。

(3) 身体的拘束の3原則

【切迫性】身体的拘束を行わない場合の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い（意識障害、説明理解力の低下、精神状態に伴う不穏、興奮）

【非代替性】身体的拘束以外に患者の安全を確保する方法がない

（薬剤の使用、病室内環境の工夫では対処不能、継続的な見守りが困難など）

【一時性】身体的拘束は一時的であること

(4) 身体的拘束の適応条件

緊急かつやむを得ない場合に施行するが、以下の全ての条件を満たす必要がある。

- ① 患者または家族の同意及び医師の指示があること。
- ② 他に代替手段がないとき。
- ③ 生命に関わるとき。

2. 身体的拘束適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束最小化チームの設置

当院では、身体的拘束最小化に向けて身体的拘束最小化チームを設置する。

① 設置目的

病院内での身体的拘束最小化に向けての現状把握及び改善について検討

身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化について検討

身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

鎮静を目的とした薬物の適正使用
身体的拘束を実施した場合の解除の検討
身体的拘束最小化に関する職員全体への啓発・指導

- ② 身体的拘束最小化チームの構成員
専任（医師、看護師、准看護師、看護補助者）、必要に応じてその他多職種
- ③ 身体的拘束最小化チームの開催
定期開催 1 回／月
必要時は随時開催

(2) 身体的拘束最小化チームの役割

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ② 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用する。
- ③ 定期的に指針の見直しを行う。

3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

医療・介護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアの励行を図り職員研修を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年 1 回）
- (2) 新任者に対する身体的拘束最小化のための教育・研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

4. 身体的拘束適正化に向けての基本方針

(1) やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束最小化チームを中心に十分に検討を行い、身体的拘束による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明・同意を得て行う。また、身体的拘束を行った場合は、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべき努力をする。

(2) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束最小化チームを中心として、各関係部署の代表が集まり、身体的拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

(3) 患者本人や家族に対しての説明と同意

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法

を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体的拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に患者・家族等と締結した内容と方向性、患者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(4) 実施経過記録と再検討

身体的拘束に関する記録は、患者の態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びにやむを得ない理由などを記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(5) 実施経過記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。その場合には、患者・家族に報告する。

5. 適正化推進のための留意事項

身体的拘束をしない医療を提供していくためには、医療の提供に関わる全ての職員が以下の点について十分に話し合い共有認識を持ち、身体的拘束をなくしていくような取り組みが必要である。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体的拘束をしていないか。
- ・認知症であることを理由に、安易に身体的拘束をしていないか。
- ・転倒転落リスクが高く、転倒転落発生時に有害事象が起こるという先入観だけで安易に身体的拘束をしていないか。
- ・点滴ルートやチューブ類の自己抜去防止のために、安易に身体的拘束をしていないか。
- ・医療の提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束を必要と判断しているか。他の方法、手段はないか。

6. 開示・閲覧

当院の身体的拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも患者等が閲覧できるように、当院ホームページに掲載する。

附 則 この規定は令和6年6月1日より施行する。